

民生委員・児童委員

Q&A

Q 民生委員は活動が大変な印象があります。
仕事をしながらでも委員になることはできますか？

A 会議等の参加はありますが、活動日が決められていないので、仕事をしながら活動することは可能です。ご自身の生活に合わせて無理のない範囲での活動をするようにしてください。

Q 福祉に詳しくなくても民生委員・児童委員になれますか？

A 地域の経験豊富な民生委員・児童委員に相談にのってもらう等、新任の民生委員・児童委員が適切に活動できるようにサポートしています。また、適宜研修の開催をしますので、活動をしながら必要な知識を身につけていくことができます。

Q 民生委員・児童委員は、報酬は出ますか？

A 報酬の支給はありませんが、年間92,000円の活動費（実費弁償）が出ます。

Q 民生委員は「なんでもやる」というイメージがあります。

A 民生委員は地域の見守りと、地域の人々を適切な行政機関福祉サービスにつなぐことが主な役割です。家事補助や身体介助をしたり、病院の送迎等は業務の対象外となりますので対応する必要はありません。

民生委員に なろう！



興味のある方は
坂戸市役所 福祉総務課へ
ご連絡ください

 **坂戸市役所**
福祉総務課福祉政策係

TEL 049-283-1331



市HP

民生委員・児童委員 とは？

民生委員・児童委員は、担当区域の住民の見守りや相談に応じる非常勤の地方公務員です。78歳未満（新任の場合）であることが民生委員の条件です。任期は3年で、年齢条件を満たしていれば再任も可能です。

主任児童委員とは？

子どもや子育て家庭への支援を中心に活動している民生委員・児童委員です。担当地域を持たず、学校や児童福祉関係機関と民生委員・児童委員をつなぐ連絡・調整役として活動をしています。58歳未満（新任の場合）であることが主任児童委員の条件です。任期は3年で、年齢条件を満たしていれば再任も可能です。

令和7年度は
一斉改選の年です。

現在の民生委員・児童委員、主任児童委員が
令和7年11月末で任期を終え、
12月1日から新任の委員となります。

どんな活動をしているの？

1 地域住民の 見守り・相談

地域住民の見守りや訪問を行っています。
また、子育てや福祉に関する相談に応じています。相談内容に応じて適切な行政機関や福祉サービスにつなぐこともしています。

2 地域住民との 交流

地域の行事に参加したり、小・中学校の行事に来賓として出席しています。地域住民との交流を通じて、担当区域全体の理解を深めています。

3

民生委員間の 情報共有や 研修の参加

近隣の区域を担当する民生委員・児童委員及び主任児童委員が集まって、月に一度定例会を開催しています。委員同士での情報共有や課題について話し合いをします。また、民生委員・児童委員として活動するのに必要な知識を得るため、研修に参加します。



地域のために貢献したい！
誰かの役に立ちたい！

という思いを持っている方、
ぜひ私たちと

**民生委員・児童委員として
活動しませんか？**



坂戸市民生委員
児童委員協議会連合会
佐藤 会長